

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 2 月 12 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

国民年金関係 2 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500854号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500263号

第1 結論

請求者のA社における平成16年10月1日から平成17年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年10月から平成17年1月までの標準報酬月額については、12万6,000円から26万円とする。

平成16年10月から平成17年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年10月から平成17年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年10月1日から平成17年2月1日まで
② 平成7年7月
③ 平成7年12月
④ 平成8年7月
⑤ 平成8年12月
⑥ 平成9年7月
⑦ 平成9年12月
⑧ 平成10年7月
⑨ 平成10年12月
⑩ 平成11年7月
⑪ 平成11年12月
⑫ 平成12年7月
⑬ 平成12年12月
⑭ 平成13年7月
⑮ 平成13年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が相違しており、また、請求期間②から⑮までの標準賞与額が記録されていない。給料明細書、源泉徴収票、納税通知書、賞与明細書を提出するので、請求期間①について標準報酬月額を、請求期間②から⑮までについて標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者から提出された平成16年4月分から平成17年2月分までのA社に係る給料明細書、平成16年分及び平成17年分の給与所得の源泉徴収票並びに平成17年度及び平成18年度市民税・県民税納税通知書（普通徴収）により、請求者の請求期間①の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額であることが確認できる上、請求者は、請求期間①において請求期間①の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年10月から平成17年1月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②から⑮までについては、厚生年金保険法において、保険給付の計算の基礎となる賞与は平成15年4月1日以降に支給されたものであることから、当該期間に係る賞与は、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500490号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500092号

第1 結論

請求期間(昭和48年1月から昭和60年12月までの期間のうちの12か月)については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年1月から昭和60年12月までの期間のうちの12か月

私は、時期ははっきりとは覚えていないが、自宅に保管していた国民年金保険料の領収書を勤務していた会社へ提出した。この領収書の納付期間は覚えていないものの、1年分の国民年金保険料の領収書だったことは覚えている。請求期間を特定することができないが、昭和48年1月から昭和60年12月までの期間のうち、1年分の国民年金保険料は納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自宅に保管していた国民年金保険料の領収書を勤務していた会社へ提出したとしており、基礎年金番号を重複して受け取ったので、現在の納付記録とは別に会社へ提出した領収書分の納付記録があるはずであると主張しているが、基礎年金番号が重複して付番されたことをうかがわせる記録はなく、請求者に対して平成9年1月1日に基礎年金番号が付番されていることがオンライン記録で確認でき、当該基礎年金番号付番時点では、昭和49年*月から昭和60年12月までの期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者が昭和49年*月から昭和60年12月までの期間の国民年金保険料を納付することが可能な時期に、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、昭和48年1月から昭和49年*月までの期間については、請求者は20歳前であり、国民年金保険料を納付することができない適用除外期間である。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500796号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500093号

第1 結論

昭和62年*月、昭和63年4月から同年6月までの請求期間及び平成3年10月から平成4年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和62年*月
② 昭和63年4月から同年6月まで
③ 平成3年10月から平成4年2月まで

私は、平成元年の24歳の時に国民年金保険料の納付を開始した。2年遡って保険料を納付することができると言われたので、22歳の誕生月である昭和62年*月まで遡ってA社会保険事務所(当時)又はA市役所で保険料を一括で納付し、その後は保険料が納付できなくなる前にまとめて納付していた。平成6年6月に厚生年金保険に加入する前に、国民年金保険料を納付し終えたと思ったはっきりとした記憶がある。請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③は、それぞれ1か月、3か月及び5か月と短期間であり、請求期間②及び③前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

しかしながら、請求期間①及び②については、請求者は、国民年金保険料を2年遡って納付することができると言われたので、24歳の時(誕生月は平成元年*月)に22歳の誕生月である昭和62年*月まで遡って請求期間①及び②を含む期間の国民年金保険料を一括で納付した旨陳述しているところ、国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる請求期間①直後の昭和62年*月から同年12月までの期間に係る国民年金保険料は、時効期限からみて平成2年1月までに、昭和63年1月から同年3月までの期間に係る国民年金保険料も平成2年4月までに納付されたと考えられ、請求期間②の国民年金保険料は平成2年8月に納付されていた(ただし、その後、時効期限を経過した後に保険料が納付されたことを理由に、平成2年8月13日付けで還付決議が行われている。)ことが確認できることから、平成元年の24歳の

時に2年間遡って一括で国民年金保険料を納付したとする請求者の主張と符合しない。

請求期間③については、オンライン記録から、請求期間③直前の平成3年4月から同年9月までの期間に係る国民年金保険料は平成3年8月に、請求期間③直後の平成4年3月から平成6年3月までの期間に係る国民年金保険料は平成6年4月に納付されていることが確認できるものの、請求者は、請求期間③の国民年金保険料の納付場所及び納付時期に関する記憶は不明確であり、平成6年4月時点においては、請求期間③の保険料は時効により納付することができない上、請求期間②の国民年金保険料は時効期限が経過した後に納付されていることを踏まえると、請求者が、その主張どおり、国民年金保険料を納付できなくなる前にまとめて納付していたと推認することができない。

また、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。